

大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH tru sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。
→口ご氏名：

【9月はメールによる「労働条件通知書」の解禁】

雇用する際の「労働条件通知書」について、メールでも可能になりました。かんたんというと、

旧：必ず書面
新：メールも可能

今回はその注意点を見えます。

★ご相談事例

「先生、メールで労働条件通知書を送ってもいいですよね」

最近では給与明細書も、要件を満たせばメールで可能になりました。

労働条件通知書も可能になりましたが、3つの要件があります（すべて「かつ」です）

★要件1「労働者の希望を確認すること」

労働者本人の希望確認は、口頭での同意でもよいとされています。

後日のトラブルを防止するため、できるかぎりメールやクラウド上で、記録の残る形により同意することが望ましいです。

★要件2「SNS」も可能なこと

「電子メール等」の具体例としては、EメールやSNSのメッセージ機能があげられます。

Facebookのメッセージ等ですね。

また、チャットワーク等のクラウドサービスの個人ページ上での明示も同様です。

★要件3「印刷できること」

書面での出力については、労働条件の全文を紙に出力できる状態にして送信する必要があります。

★今後、他もメールでできるのか？

税法や登記分野ではすでに約70割が電子申請していると言われています。

社会保険分野では約6%にとどまっています。そこには政府も課題感を持っていて、社会保険手続きのデジタル化を推進しています。

その取り組みの1つとして、2020年4月1日以降は、いわゆる大企業について、一部の社会保険手続きを電子申請で行うべき義務化が始まります

対象企業においては、2019年度中に社会保険の電子申請サービス等の検討・導入を進める必要がありますね。

時代はどんどん変わっていきます。



【編集後記】

6月に行われたベトナム国会で、「出国税徴収」の提案がありました。

日本でも、今年1月から導入されたことはみなさんもお存じだと思います。

ベトナムの議員も、「日本政府は出国税によって、毎年約440億円の税収を見込んでおり、財源は観光分野の発展などに充てられる」と日本が例に挙げられたようです。

ベトナムでも、国民が出国する際に、出国税を徴収し、国民が外国で困難に直面した際の支援や、出入国業務のための設備に充てる目的が説明されました。

そこで、海外旅行・出張に必要な航空券にかかる諸費用を改めて確認してみましょう。

①航空券

飛行機に乗るための運賃がこの航空券代です。

②空港使用料

日本の空港を使用するための料金です。
空港施設の設備費用や管理費に充てられます。

③海外各国空港税

各国の空港使用料に加え、各国で定められた入国・出国税など様々な税金をまとめたものです。空港によって、税金の種類や金額は異なります。

④出国税（国際観光旅客税）

2019年1月より導入された税金です。
2歳未満の幼児以外にかかり、大人も子どもも一律1,000円です。
日本から出国する人にかかりますので、外国人も日本人も支払う必要があります。

⑤航空保険超過負担料

航空会社が加入する損害保険の掛け金です。

アメリカ同時



多発テロ以降、航空会社が加入する損害保険の掛け金が大幅に増えた為、搭乗者にも負担してもらうように設定されました。

あくまでも航空会社の為のものなので、万が一事故が起きてもこの保険から搭乗者へ支払われるわけではありません。

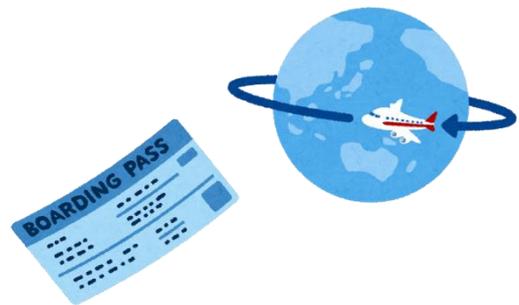
別途、自分の為の海外旅行保険は掛けておきましょう。

⑥燃油サーチャージ

燃料価格の高騰にもなって追加されるもの、つまりは燃料代のことです。

燃料価格は日々変動するので、航空会社は2ヶ月ごとに料金を見直しています。

燃油サーチャージの金額は、チケットを購入した日の燃料価格で決まります。



格安航空券を見つけても、最終的にはこのような費用が上乗せされるので、必ず合計金額を確認して、いろいろなチケット販売店、旅行代理店を比較してみましょう！

大阪ホーチミン社労士事務所本店
代表社労士 森啓治郎



【発行・編集】 大阪ホーチミン社労士事務所
大阪市北区豊崎3-20-9-705

メール「info@ocsr.jp」 F A X 「06-6131-4933」